

生涯研修センター愛媛 運営規程

2019年4月1日制定

(目的)

第1条

本規程は、日本社会福祉士会から移管された研修の企画・運営及び一般社団法人愛媛県社会福祉士会(以下本会とする)によって企画・運営される研修の情報把握や対象者への情報提供、**及び**研修参加履歴の管理などを行うために生涯研修センター(以下センターとする)を設置するとともに、必要な運営事項を定める。

また、研修企画・運営の全体を把握し効率化を図ることで、社会福祉士の資質向上につなげる。

(組織)

第2条

センター長は本会会長とする。

2 センター事務局は、本会事務局とする。

3 センター担当理事は、理事会から選任する。

4 センターの運営については、センター運営委員会が行う。

5 センター運営委員会(以下「運営委員会」とする)は、センター長、センター事務局、センター担当理事に加え、センター係員の内から選ばれた運営委員で構成する。

6 センター長は、運営委員の内から運営委員長を指名する。

(運営)

第3条

研修の実施責任はセンター長が負う。

2 前項において行う研修は、運営する組織が主管となる。

3 基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは基礎研修運営チームが運営・実施する。

4 認証研修は、センター及び主管する組織が運営・実施する。

5 スーパービジョンはセンターが運営・実施する。

6 センター長及びセンター担当理事は、センター運営に必要な事項について協議するため、運営委員会を必要に応じて開催する。

7 センター事務局は、本会で行う全ての研修の研修履歴、第2条第5項に規定する委員会の予算管理、会員への情報提供業務を行う。

(運営委員会)

第4条

運営委員会は、センター長または運営委員長が招集する。

2 運営委員会は、必要に応じて開催し、基礎研修を含むすべての研修の企画及び運営・実施に係る要件を検討する場とする。

3 運営委員は各組織から提出される研修の企画・運営情報の調整を行う。

4 提出された研修の企画・運営情報は事務局で集約し、年間スケジュールを作成する。

5 研修開催後、運営委員会は研修実施報告書にて事後の検討を行う。

(日本社会福祉士会生涯研修センターとの連携)

第5条

日本社会福祉士会生涯研修センターの生涯研修委員は、運営委員から選任し、日本社会福祉士会生涯研修センターとの連携をはかる。

(予算)

第6条

予算については、研修実施主体となる組織が、それぞれの研修計画書を作成し、それを基にセンター事務局が生涯研修センターの予算書を作成する。

(収支報告)

第7条

研修実施主体となる組織は、研修毎に報告書を作成し、それを基にセンター事務局はセンターの収支報告書を作成する。

(規程変更)

第8条

この規程の改廃は、理事会承認を得るものとする。

附則

- 1 この規程は、2019年4月1日から施行する。